

会議録

1 会議名

令和7年度第7回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 協議

(1) 大島庄屋の家の休館日の変更について（答申）

(2) 菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について（答申）

2 報告

(1) 過疎地域持続的発展計画策定の事前説明

3 自主的な審議

(1) 大島区の公園の在り方について

(2) 大島区地域協議会視察研修について

4 その他

(1) 令和7年度第8回地域協議会の開催日について

3 開催日時

令和7年10月21日（火）午後6時30分から8時45分まで

4 開催場所

大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室1

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：高野会長、岩野副会長、飯田委員、牛田委員、江口委員、中原委員、中村委員、布施委員、丸田委員、丸山委員、本山委員

・事務局：地域政策課 内海課長、笛田係長

大島区総合事務所 佐々木所長、本山次長、総務・地域振興グループ 高橋班長、梅澤主任

8 発言の内容

【高野会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は、岩野副会長にお願いする。
- ・協議事項（1）大島庄屋の家の休館日の変更について（答申）、（2）菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について（答申）、事務局に説明を求める。

【本山次長】

- ・9月30日火曜日の第6回大島区地域協議会で諮問を行った、諮問第114号庄屋の家の休館日の変更について、諮問第115号菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、地域住民の生活に支障があるか、附帯意見があるか協議いただきたい。

【高野会長】

- ・菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、地域住民の生活への支障の有無と附帯意見の有無があるか、委員の意見を聞きたい。
- ・事務局の説明に対し、質疑を求める。

【中村委員】

- ・宿泊利用の時間が午後2時から翌日午前10時までとなっているが、連泊では使えないのか。

【本山次長】

- ・指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができるとしている。また、日帰り利用の時間を午前9時から午後5時までとしているので、利用できない時間というのではない。
- ・コテージやキャンプ場の清掃などの時間を見込んで宿泊利用の時間を設定している。

【中村委員】

- ・炊事場などの利用も午前9時からとなっているが、それまでは使えないのか。

【本山次長】

- ・日帰り利用の時間を午前9時からとしているので、それに合わせている。宿泊利用の場合、午後2時から翌日午前10時まで利用できるとしているので、実際は利用できない時間はない。

【岩野副会長】

- ・コテージなどで宿泊利用と日帰り利用の予約が入って予約が重なることはないのか。

【本山次長】

- ・他の施設でもそうだが、予約が入っているところに予約を入れることはない。例えば、午前10時まで宿泊の予約が入っているのであれば、その後のみ予約を入れることができる。
- ・指定管理者が予約を受ける際に確認しているので、予約段階で利用者に説明する形になる。

【高野会長】

- ・諮問第114号 大島庄屋の家の休館日の変更について、地域住民の生活への支障があるか、委員に意見を求めるもなし。

- ・諮問第114号 大島庄屋の家の休館日の変更について、地域住民の生活への支障はなしとして答申してよいか。

(はいの声)

- ・次に附帯意見の有無について、委員に意見を伺う。

- ・意見を求めるもなし。

- ・諮問第114号 大島庄屋の家の休館日の変更について、附帯意見はなしとして答申してよいか。

(はいの声)

- ・諮問第114号大島庄屋の家の休館日の変更について、地域住民の生活への支障はなし、附帯意見はなしとして答申することとする。

【高野会長】

- ・諮問115号菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、地域住民の生活への支障があるか、委員に意見を求めるもなし。

- ・諮問115号菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、地域住民の生活への支障はなしとして答申してよいか。

(はいの声)

- ・次に附帯意見の有無について、委員に意見を伺う。

- ・意見を求めるもなし。

- ・諮問115号菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、附帯意見はなしと

して答申してよいか。

(はいの声)

- ・ 諮問 115 号菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について、地域住民の生活への支障はなし、附帯意見はなしとして答申することとする。
- ・ 報告事項（1）過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について、事務局に説明を求める。

【内海課長】

- ・ 資料 No. 1 に沿って説明。

【高野会長】

- ・ 事務局の説明に対し、質疑を求める。

【牛田委員】

- ・ 上越市長選挙の話になるが、新しく市長となる方の意見や意向によって、大きく計画が変わるという可能性はあるのか。

【内海課長】

- ・ 現状と違う意見のある方が市長になった場合でも、即計画が変わることはない。就任後の議論の中で、仮に総合計画や自治基本条例を改定するような大きな内容変更となれば、それに合わせて見直しをせざるを得ないというところはあると思う。

【高野会長】

- ・ ほかに質疑を求めるもなし。
- ・ 第 8 回大島区地域協議会で諮問、答申となる。委員はそれまでにもう一度資料を確認しておいてほしい。

(地域政策課 内海課長、笛田係長 退出)

- ・ 自主的な審議（1）大島区の公園の在り方について、事務局に説明を求める。

【本山次長】

- ・ 資料 No. 2 に沿って説明。

【高野会長】

- ・ 今まで委員から出た意見を事務局で集約してもらった。漏れ落ちのないように書き込みしてあるかと思う。
- ・ 前回は公園の在り方についてという大前提の中で、皆さんから意見をいただいた。
- ・ 今後の審議の進め方について、まず目的や方向性を明確化したい。例えば、子供や高

齢者などの対象者や、屋外がいいのか、屋内がいいのかなど。人口の規模なども考慮しなければいけないかと思う。

- ・維持管理についても、管理する町内会、地元の方に負担にならないようにという考え方必要かと思う。
- ・遊具の整備や撤去についても意見がでていた。予算もつきにくいところであるが、壊れた遊具はそのままになっているのは見栄えが悪い。有志で撤去をしてもいいけれども、片付けや処分の問題が出てくる。
- ・理想の公園と言うと、一人一人考えが違うと思うので、それ出し合って方向性を求めたほうが良いかと思う。

【飯田委員】

- ・一度にいろいろなことに取り組むのは難しいので、方向性を出してひとつずつ進めていくのがよいと思う。
- ・負担をかけずに管理するのは難しいのではないかと思う。公園を整備すれば、負担はかかるてくると思う。全く負担をかけずに、維持管理をするというのは難しい。

【高野会長】

- ・まず、公園の在り方についての目的、方向性を明確にしたい。例えば、対象者について、特に絞り込まずに、誰でも使えるようにするのがよいのか、子供を主体とするのか、高齢者を主体とするのかなど、ある程度決めたほうが良いと思う。また、屋外か、屋内かのどちらかに絞り込んでもよいと思う。

【江口委員】

- ・対象者などの前に、維持管理について考えるのが大切だと思う。任された町内会は、相当嫌がると思うので、どのような維持管理が考えられて、受け手の負担にならないというのを大前提で考えないといけない。
- ・町内会に負担にならない方法を考えていかないと、せっかく話し合っても、管理を任せられた町内が嫌ですと言ったら進まなくなってしまう。

【岩野副会長】

- ・今回の話の中では、町内会への今以上の負担という形にはならないと思う。
- ・今回どこの公園をどういった形にするかも決まっていないので、管理については、後で考える形でよい。

【牛田委員】

- ・可能性としては利用者が清掃や維持をしていくという受益者負担も考えられる。

【江口委員】

- ・菖蒲東のセンターは現在、卓球で利用しているが、各町内で当番を決めて管理している。公園だともっと広い範囲から利用者が集まってくる。誰がどう管理するかの方向性を出しておかないと大変なことになると思う。

【高野会長】

- ・大前提として公園を新たに作るとかではなく、町内会にあまり負担のかからない程度で、公園に放置してある壊れた遊具を撤去して、子供たちが安全に使えるようにしてもらいたいというようなところからはじまっている。
- ・管理などの前に、公園の在り方ということで、どこに対象を持っていくのかをまず決めたい。
- ・地元への負担などを考えるこちらの方で整備したので管理お願いしますというわけにはいかない。

【江口委員】

- ・意見の中に公園の機能が最低限整っていることと書いてある。それがあるということは、管理しなければならないということになる。

【高野会長】

- ・町内会で、市の方と委託契約して、あくまで市の建物を町内会で管理する。遊具などは使えないで撤去してほしいというのが現状である。まずは、それを撤去するなどから進めていったらどうかと思っている。
- ・新たに、町内会に負担をかけるようなことはしないほうがよいと思う。

【布施委員】

- ・今後の協議について、アンケートを取るとあるが、決まってからアンケート取ったり、地区の人から話を聞いたり、場所を考えるといった形になる。アンケートや話を聞くのは一緒に進めてもよいと思う。

【中原委員】

- ・ここで話したことを基に話を聞くのか、その前に聞くのかといった形。

【牛田委員】

- ・対象者や目的を絞るのか、絞らずただ一般の公園として議論を進めるのか、それによってアンケートの内容であるとか、アンケートをとる範囲が変わってくるかと思う。

- ・子育て世帯や高齢者に絞るのかとか、世代に関係なく、大島区の公園について全体で議論するのか。それによりアンケートの内容が変わってくる。

【岩野副会長】

- ・考えるところがたくさんありすぎるので、やはり絞ってひとつずつ取り組んだほうがよいのではないか。

【本山次長】

- ・先ほど説明させていただいた中で、理想の公園とはということで、公園の機能が整っているっていうこと、維持管理がされていることの大きく2つに分けて話した方がよいかと思い、資料を作成した。
- ・江口委員の維持管理についての意見は非常に重要だと思うが、それを先に議論してしまうと、どういう公園を望んでいるかの部分が一切なくなってしまう。先に、どんな公園がよいかということを話して、その後に、意見を整理したほうがよいかと思う。
- ・一度にたくさんことを話そうとすると、話が絞れなくて理解しにくくなってしまうと思うので、分けて考えたほうがよい。対象者や利用者がどこの公園までなら行くかなどが整理しやすいかと思う。
- ・現実的に、今の人団や子供の状況から、各地域での公園で遊具を設けることは難しい。子供を対象にした公園は、区内で1か所とか2か所、他の公園は遊具などを置かないというように分けて考えることが現実的だと思う。

【牛田委員】

- ・先週末に旭地区の秋祭りがあり、若手の中で、地域協議会で公園について協議をしていると話す機会があった。
- ・旭地区の子育て世帯の中で、地区に遊具つきの公園があれば嬉しいが、管理や今後の子供の数など、現実問題として考えると無くてもよいのではないかという意見が多くかった。
- ・他の地区のことはわからないが、旭地区の子育て世代としては、保育園や小学校の近くに遊具付きの公園があって、旭地区には皆が集えるような場所があればそれでよいのではないかという意見だった。

【中原委員】

- ・今ある公園が維持管理されてこなかったのはどうしてなのか。昔はすごくきれいで

子供たちも使えていたのに、今の公園は草だらけのところもある。しっかり管理されていればこんな風になっていなかつたかもしれないと思う。

【本山次長】

- ・公園の管理については、ほとんどが地域の皆さんにお願いしている。例えば、最低限年3回は草刈りをして使用できる状態にするという内容の契約などがある。
- ・これまで、地域の方がみんなで使うところだからとお願いしていた以上に整備してくれていた。ゲートボール場なども利用されている皆さんが草取りなどをして、綺麗に保っていたり、花を植えてくれていたりした。市でお願いしていた以上に整備をしてくれていた部分が減ったと思っていただくのが一番よいかと思う。

【江口委員】

- ・やはり維持管理の方向性をしっかりと決めておかないといけないと思う。何か作ろうという提案しても、地域の方が高齢化てきて、管理の担い手がいなくなっていく。維持管理を業者委託するなど明確にしないといけない。

【牛田委員】

- ・例えば旭地区だと、公園ではないが、道普請や集落の神社の境内掃除は、今まで町内会が主催していたものを、昨年ぐらいから、旭地区の若手に、お金を払って任せるスタイルに変わっている。
- ・公園の維持管理についても、江口さんが言われたとおり、維持費をどうやって捻出するのか、その維持費を確保できた上で、誰が管理するのかという議論は当然していくかないといけない。

【江口委員】

- ・自分が頭に浮かべる公園は、桜の木があって花見ができたり、綺麗なトイレや遊具があったり、芝生が綺麗でそこでお昼ご飯食べたりというものである。でもそれを作つてもだれが維持していくのかという部分がはっきりしないとその理想にも向かえない。

【岩野副会長】

- ・私はもっと簡単な公園でよいかと思う。遊具があって危ないから遊べないのなら、遊具を撤去して、まっさらにすればサッカーできるとか、本当に簡単なことで考えていた。遊具があればあるに越したことはないが、なくてもよいと思う。危なくて使いないのであれば、それを無くすだけでやれることは広がってくる。

- ・せっかく中原委員が地域協議会の委員になって、公園についての意見を出してくれたのなら、そちらの地域について検討していいともよいと思う。

【高野会長】

- ・子供たちがさっと遊べるところがほしいという話の中で、あれもこれも使えないだとか、せっかくの公園の意味がないだろうというところから始まったと思う。
- ・例えばお盆や休みのときに大島へ来たときに、遊ぶ場所がないからといって道路で遊ぶわけにいかない。公園に行ってサッカーやバトミントンをさせるが、近くに使えない遊具がまだ放置してあったり、砂場があって足をとられたりして危ないので、早く撤去してほしい。欲を言えば、1個ぐらい遊具があればよいかなと思う。
- ・江口委員の言うように維持管理というところになってしまふと、安全性の問題で町内では管理をしなくなってしまう。それであれば、撤去だけしてもらえればよいと考えている。

【飯田委員】

- ・ある程度絞り込んでいかないと前に進まないので、なにか一つ決めたらどうか。
- ・維持管理も大切だが、これをするからこういった維持管理が必要だなど変わってくると思う。
- ・対象者や場所などから決めていった方がよいと思う。

【佐々木所長】

- ・遊具の話であれば担当課から来てもらうということも考えられる。遊具の管理について、今後の方針などの意見交換をすることで、撤去についてなど検討していくきっかけづくりになるのではないかと思う。

【中原委員】

- ・住宅地などには小さい公園があつて遊具も置いてある。そういうところの管理はできるのに、大島区の公園は管理できないのかと疑問に思う。

【佐々木所長】

- ・公園にも種類があり、担当課も変わってくる。実態について、それぞれの課に聞いてみることもできる。

【牛田委員】

- ・担当課から来てもらう前に聞きたいことについて質問したりすることはできるのか。

【佐々木所長】

- ・地域協議会の中で質問をするという話になれば可能である。

【岩野副会長】

- ・担当課に来てもらう前提で事前に質問事項をまとめたほうがよいのではないか。

【佐々木所長】

- ・そうしたほうが、答えが返ってきてからの議論になるのでよいと思う。来てもらってから質問をすると、後日回答となる場合もある。

【江口委員】

- ・これまで町内会や地区振興協議会から依頼をしても進展がなかったのに、地域協議会でお願いすれば進展するのか。これまでと同様の対応であれば意味がないのではないか。

【佐々木所長】

- ・疑問に思っている部分の解決になる。担当課が整備の希望があった中で優先順位をつけているかもしれない。遊具の撤去の基準や実際に撤去しているところはあるのか、それはどうやって決めているかなど聞くこともできる。

【岩野副会長】

- ・次の地域協議会までに担当課に質問したいことをまとめて、そこで質問することを精査したらよいのではないか。

【牛田委員】

- ・例えば雪が降る前に担当課の方と現場を見ることはできるのか。

【江口委員】

- ・次回の地域協議会までに聞きたいことをまとめて、事務局にお願いするような形でよいのではないか。

【高野会長】

- ・それでは、大島区地域協議会としては、棚岡多目的広場、大島多目的広場、ほくら公園の3か所の整備を検討することとして、担当課に対しての質問事項等を、次回までに皆さんから考えていただく形でよいか。

(はいの声)

- ・次に、自主的な審議（2）大島区地域協議会視察研修(案)について、事務局に説明を求める。

【本山次長】

- ・資料 No. 3 に沿って説明。

【高野会長】

- ・今ほど事務局から説明のあった視察研修について、日程や行程について意見はあるか。
(特になし)
- ・大島区地域協議会視察研修は、11月10日の12時30分に大島地区公民館出発とする。
- ・公園の管理担当課は来るのか。

【佐々木所長】

- ・担当課は、ぜひ話を聞きたいと言っており、来る予定となっているが、10月末にならないとはつきりしない。

【岩野副会長】

- ・11月10日までに担当課への質問を考えた方がいいのか。現地を見てからの方がよいのか。

【本山次長】

- ・事前に考えてきていただいて、現場を見て追加の質問したくなったことがあったらそれも加えてもらってよい。

【牛田委員】

- ・いくつか聞いてみたいことがあるのなら、それだけ事前に取りまとめることはできないか。担当課への質問が2回に分かれっていてもよいのではないか。

【本山次長】

- ・例えば、11月10日までに質問を出してもらって、当日に担当課が来てくれた場合、そこで回答をもらうことはできる。

【高野会長】

- ・それでは、事前に質問を行うこととする。委員は10月28日までに各自で質問を考えて、事務局に提出してもらいたい。

【高橋班長】

- ・質問票の様式を作つて皆さんにお渡しする。

【高野会長】

- ・その他事項(1)令和7年度第8回地域協議会の開催日について、11月25日(火)

午後6時30分から大島コミュニティプラザで開催することとしてよいか。

(「はい」の声)

- ・ほかに発言を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第7回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 63)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。